

第2回 浪江町復興整備協議会特別会議 議事録		
日時	平成29年11月29日(水) 14:05~14:30	
場所	福島県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	棚塩産業団地整備事業 海岸保全施設整備事業 直轄特定災害復旧事業(棚塩排水機場) 請戸川土地改良区関連事業 谷津田地区太陽光発電事業	
出席者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	農林水産省	東北農政局 農村計画課長 佐藤 吉治 東北農政局 防災課 災害査定官 菊地 藤利
	福島県	企画調整部 土地・水調整課 課長 小池 喜司雄 " 地域政策課 課長 加藤 靖宏 農林水産部 農業担い手課 課長 今泉 耕治 土木部 都市計画課 課長 諏江 勇 " まちづくり推進課 主任主査 石倉 信昌
	浪江町	まちづくり整備課 課長 三瓶 徳久 " 課長補佐 金山 信一 " 計画係長 青田 洋平 産業振興課 主幹 児玉 博史 " 課長補佐 磯貝 智也 " 産業創出係長 小林 直樹 " 産業創出係 副主査 若松 貴大

○協議内容

1. 開会(浪江町まちづくり整備課課長補佐 金山)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告:公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2. 議長あいさつ

- ・浪江町復興整備協議会規約第9条第1項により、浪江町長代理人の三瓶徳久まちづくり整備課長が議長となる。

3. 議事

(議長:浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

それでは、浪江町の現状と課題について、浪江町から説明願います。

(説明者:浪江町まちづくり整備課計画係長 青田)

それでは、浪江町の現状と課題について説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

それでは、浪江町から復興整備計画（案）について説明願います。

(説明者：浪江町まちづくり整備課計画係長 青田)

それでは、浪江町復興整備計画（案）についてご説明申し上げます。

【浪江町復興整備計画（案）の概要、構想図、総括図等について説明】

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問なし

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

特に意見がなければ、土地利用方針については、復興特区法第 49 条第 1 項の規定により、農林水産大臣の許可を得ることになっております。

東北農政局農村計画課長様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議ございませんか。

(東北農政局農村計画課長 佐藤)

ただ今ご説明いただきました土地利用方針の変更につきましては、異存ございません。

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

続きまして開発行為の許可について、県都市計画課より補足説明及びご意見があればお願いいたします。

(福島県都市計画課長 諏江)

都市計画法第 33 条に規定する基準に適合すると認めるため、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可については支障ありません。

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)
意見、質問なし

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)
特に意見がないようでしたら、続きまして直轄特定災害復旧事業について、農林水産省東北農政局防災課からご説明願います。

(東北農政局防災課災害査定官 菊地)
それでは、直轄特定災害復旧事業（棚塩排水機場）についてご説明申し上げます。
【浪江町復興整備計画（案）、総括図等により説明】

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)
ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)
意見、質問なし

(議長：浪江町まちづくり整備課長 三瓶)
特に意見がないようですので、以上で本日の議事を終了します。
なお、本日協議しました「浪江町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされます。
計画変更については、12月1日（金）に町HP等で公表したいと考えております。
これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

皆様、ありがとうございました。
以上をもちまして「第2回浪江町復興整備協議会会議」を終了します。

閉会（浪江町まちづくり整備課課長補佐 金山）

○協議結果

- ・東日本大震災復興特区法第50条第1項の規定に基づき、復興整備計画を公表することで、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされる。